

2025 年度 感染症の予防及びまん延防止のための指針

有限会社梅河

(愛のき訪問看護ステーション・愛のきケアプランセンター・デイサービス愛の家)

1 基本的な考え方

感染の予防に留意し、感染症発生の際には原因の速やかな特定、まん延防止に努め早期終息を図る。その為、感染の予防及びまん延防止対策を徹底するために本指針を策定する。当事業所の全職員は本指針に沿って業務にあたることとする。

2 感染症の予防及びまん延防止に係る委員会

当事業所では、感染症の予防及びまん延防止等に取り組むにあたり、以下の体制を作る。

(1) 感染対策委員会の設置

感染症を未然に防止するとともに発生時の対策を検討することを目的に「感染委員会」を設置する。

(2) 委員会のメンバーは 4 人。

(3) 委員会は、2 か月に 1 回第 3 火曜日に定期的開催するほか必要に応じて開催する。

(4) トピックスがあればその都度ラインワークスを使用し情報共有を行う。

(5) 委員会における検討事項

ア 感染症委員会その他事業所内の組織に関すること。

イ 指針、マニュアル、感染 BCP の整備に関すること。

ウ 感染症の予防及びまん延防止のための職員研修・訓練に関すること。

エ 利用者・職員の感染症及び健康状態の把握に関すること。

オ 感染症等発生時の対応と報告に関すること。

カ 感染症対策実施状況の把握と評価に関すること。

3 職員研修及び訓練に関する基本方針

(1) 職員研修は、感染症の予防及びまん延防止に関する基礎的内容等の基本的な考え方及び具体的対策について職員に周知を図ることを目的とする。

(2) 研修及び訓練は年 2 回実施する。

(3) 研修及び訓練の実施については、実施記録を作成して保存する。研修は S-QUE 研修またはジョブメドレーアカデミーを受講、訓練は下記 4 を参照。

4 訓練に関する実施事項

(1) 年2回、8月に手洗い消毒チェック12月にシミュレーションを実施予定。

※実施期間や内容については今後修正する可能性あり。

(2) シミュレーションは、職員又は利用者に感染症が発生した場合を想定し、役割分担の確認や感染対策を講じた状態での報告連絡相談の演習を行う。

(3) 手洗いチェックは感染症の予防及びまん延防止を目的とし適切な手洗い消毒が実施できているかを確認。

5 平常時の対応

(1) 事業所内の衛生管理

ア 感染症の予防及びまん延防止のため、事業所内の衛生保持に努める。気がついた人がよく触れる場所は消毒、1時間に1回10分程度の換気、各所にアルコールを設置しこまめな消毒を行う。

(2) 利用者の健康管理

ア 既往歴や必要時にはワクチン接種状況を把握する。

イ 日常生活を観察し、体調の把握に努める。

ウ 体調、様子などを共有する方法を確認する。

エ 利用者や利用者の家族に感染予防対策について指導する。

オ 利用者や利用者の家族の感染予防対策状況を把握して、不足している内容を支援する。

(3) 職員の健康管理

ア 感染症の既往歴や必要に応じてワクチン接種状況を把握する。

イ 体調把握に努め、体調不良時は所属長に報告する。

ウ 感染予防対策等の研修や訓練を実施、近況の感染状況について周知し注意喚起を促していく。

エ 業務中に感染した場合は、速やかに所属長へ報告する。

(4) 感染予防と対策

ア 職員の標準的な感染対策として、自主的な検温、手洗い、手指消毒、うがい、勤務中のマスクの着用を行う。

イ 血液、体液、排泄物等を扱う場面では細心の注意を払い、直接手指に触れないように使い捨て手袋を使用する。感染が明らかな場合は防護服を着用する（手袋や防護服は訪問先で破棄）。

ウ 利用者の異常の兆候をできるだけ早く発見するために、利用者の健康状態を注意深く観察する。異常症状を発見した場合は、家族や主治医等関係機関に報告する。

エ 必要な物品を確保し、適切な方法で管理する。

6 感染症発生時の対応

感染症が発生した場合には、まん延防止のために速やかな対応を行う。

(1) 発生状況の把握

ア 感染者及び感染疑い者の状況を把握し情報を共有する。

イ 感染者及び感染疑い者の感染原因や感染ルート、行動の把握等必要な情報収集を行う。

(2) 感染拡大の防止

ア 感染者及び感染疑い者の対処方法を確認し、周知する。

イ 感染者及び感染疑い者の支援方法を確認する。

ウ 感染状況を本人へ説明し、感染対策（マスク着用、手指消毒、行動制限 等）の協力を依頼する。

エ 感染者及び感染疑い者と接触した関係者（職員、家族 等）の体調を確認する。

オ ウイルスや細菌に効果的な消毒薬を選定し、消毒を行う。

(3) 関係機関との連携

ア 医療機関との連携

- ・感染者及び感染疑い者の状態を報告し、対処方法を確認する。
- ・医療機関からの指示内容を事業所内で共有する。

イ 保健所との連携

- ・疾病の種類、状況により報告を検討する。
- ・感染者及び感染疑い者の状況を報告し、指示を確認する。
- ・保健所からの指示内容を全職員で共有する。

ウ 行政関係機関との連携

- ・報告の必要性について検討する。
- ・感染者及び感染疑い者の状況を報告し、指示を確認する。

エ 他事業所との連携

- ・感染者及び感染疑い者の状態を報告し利用者が関わる事業所と情報共有する。

7 感染症に係る苦情解決方法に関する事項

感染症に係る苦情については、その都度、適切に対応する。

8 その他感染の予防及びまん延防止に必要な事項

感染症の予防及びまん延防止のための事業所内研修の他、事業所外で実施する研修にも適宜参加し、適切で確実な感染対策を実践して感染の予防及びまん延防止に努める。

附 則

この指針は、令和 7 年 4 月 1 日より施行。内容については定期的に検討し更新していくものとする。